

市立小・中学校の学校規模等の適正化についての

基本的な考え方に関すること 審議のまとめ

1. 「学校規模等の適正化について検討する際の視点」について

児童・生徒数や学級数等の数字のみをもって学校規模等を捉えるのではなく、「学校規模等の適正化について検討する際の視点」として以下の3点を確認した。

- (1) 子どもの育ちにとってより良い教育環境を作るという視点
- (2) 学校の設立経過、校区の歴史、地域との関わり等に留意する視点
- (3) 教育行政の効率的な運用を図る視点

2. 「望ましい学校規模」について

学級数が多すぎたり、少なすぎたりすることで、学校運営上、様々な制約や課題が生起していることから「望ましい学校規模」を「学校運営上、支障のない学校規模」と位置づけるとともに、小学校及び中学校の「望ましい学校規模」を以下のとおり確認した。

- ・小学校では、「12学級以上24学級以下」を望ましい学校規模とする。
- ・中学校では、「12学級以上18学級以下」を望ましい学校規模とする。

3. 「学校規模の定義」について

「望ましい学校規模」に基づいて、「大規模校」「小規模校」の定義を以下のとおり確認した。

- ・小学校では、「25学級以上」を「大規模校」とする。
- ・中学校では、「19学級以上」を「大規模校」とする。
- ・小学校、中学校ともに「11学級以下」を「小規模校」とする。